特集

農業保険の最新動向

～収入保険と民間の損害保険サービス～

「備えあれば憂いなし」というものの、農業界で保険の必要性を強く認識し、相応の備えをしている経営者は決して多くない。局所的な豪雨に降雪、台風に伴う強風、地震など、日本列島を襲う自然災害は農業現場にも多くの被害を及ぼしているにも関わらずだ。当然ながら、長期的な投資に力を入れて規模を拡大している経営ほど、万が一被災すると最小限の補償では資金繰りの悪化を招くリスクが高くなる。国や都道府県、市町村が手を差し伸べてくれるのはほんの一部と心得て、経営状況に見合った頼みの綱を経営者が自ら選択するしかない。折しも、現行の公的保険が見直され、平成31年1月から「収入保険」がスタートする。農業生産、農産物販売の自由度が高まり、損失の要因が多様化するなか、保険の知識を深める機会を設けてはいかがだろうか。平時にこそ備えを見直しておきたいものである。

（取材・構成／永井佳史・八木誠一・加藤祐子）



人的被害 → 生命保険　医療保険

資産の損失 → 農業共済：園芸施設共済・果樹共済（樹体）・家畜共済
農業共済：農機具共済・建物共済　損害保険

収入の減少 → 農業共済：農作物共済・畑作物共済・果樹共済（収穫物）・家畜共済
収入保険　その他の交付金・補給金等の制度

※赤色：国庫負担あり　青色：国庫負担なし

Chapter 1

現行の保険制度と近年の自然災害

食管制度が前提の農業共済制度

あまたある産業のなかでも農業は、天候や自然災害によるダメージを受けやすいことから、1947年より国策に基づく公的保険が制度化されてきた。どの程度備えておくかは経営者の判断によるところで、公的保険に加えて、民間の損害保険会社や生命保険会社が取り扱う民営保険を活用しているケースもある。

はじめに現行制度を確認しておきたい。我が国で公的保険の役割を長年担ってきたのが農業共済制度だ。農業共済制度は「農業災害補償法(昭和22年法律第185号)」によって規定され、掛け金の約半分を国庫負担する形で農業経営を下支えしてきた。2017年産(一部に年度の数値を含む)の事業別の引受実績を表1に示す。なお、建物共済と農機具共済の2つの事業には、掛け金に国庫負担がないため、加入状況が公表されていない。

ここで農作物共済の水稲・麦の引受率(加入率)が高いのは、当然加入制を敷き、一定の面積規模以上の耕作を行なう農業者に加入を義務付けてきたためである。創設時に前提となっていた食糧管理制度が廃止され、国による生産調整がなくなり、この当然加入制は今回の制度改正で任意加入制となる。また、実施主体の農業共済組合等の数は70年には3202あったが、2018年時点で123団体に集約され、事業のあり方は大きく変化している。

共済支払額は、93年の冷害が発生した年に最高額となり、04年の冷害時にも多く発動した。しかし、近年に農業被害をもたらしているのは、冷害や台風に限らない。旧態依然とした制度の見直しを後押しするのは、自然災害による農業被害の多様化である。06年から15年までの10年間に農業被害をもたらした災害の被害額と共済支払額を図1に、災害ごとの被害状況を図2にそれぞれ示した。豪雨や火山噴火、地震などによって作付け不能になった場合や収穫物が倉庫で浸水した場合などは、従来の共済制度では想定されておらず、被害額と共済支払額が呼応していないときもある。

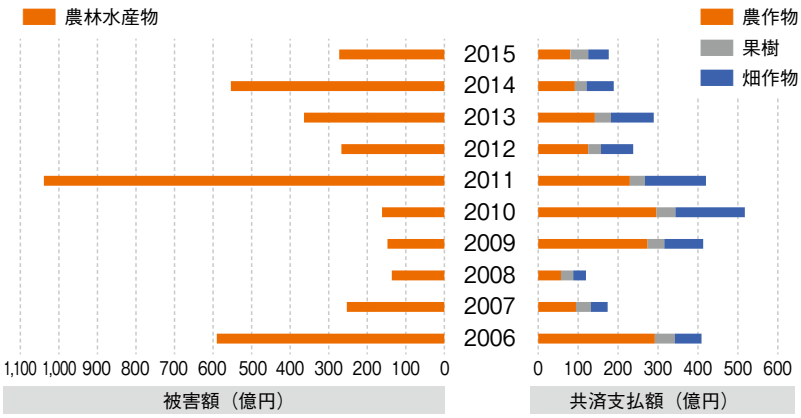
農林水産省が農業共済制度の課題として挙げているのは、①対象品目が収量を確認できるものに限定され、野菜の価格安定制度にも該当しない野菜生産に対応する制度がないこと、②自然災害による収量減少のみを対象(家畜共済を除く)とし、価格低下による収入減少に対応でき

表1:平成29年産(度)の農業共済事業の種類と引受実績

事業名		引受戸数(千戸)	引受数量		引受率(%)
農作物共済		1,341	1,705		
	水稲	1,302	1,438	(千ha)	92.4
	陸稲	0.1	0.03		3.6
	麦	39	267		97.7
家畜共済		60	6,724		
	乳用牛等	14	2,132		92.6
	肉用牛等	43	2,254	(千頭)	67.8
	馬	2	21		56.8
	種豚	1	214		25.2
	肉豚	1	2,103		29.7
果樹共済		60	37		
	収穫	58	37	(千ha)	23.7
	樹体	2	0.7		3.0
畑作物共済		69		(千ha)	
	農作物	69	296		71.5
	蚕繭	0.2	2.0	(千箱)	13.6
園芸施設共済		194	22	(千ha)	43.3
合計		1,724			

※家畜共済・園芸施設共済については、年度の数値である
※引受率は家畜共済は一般期間に係る頭数引受率、蚕繭は箱数引受率、その他は面積引受率である
出典:農林水産省

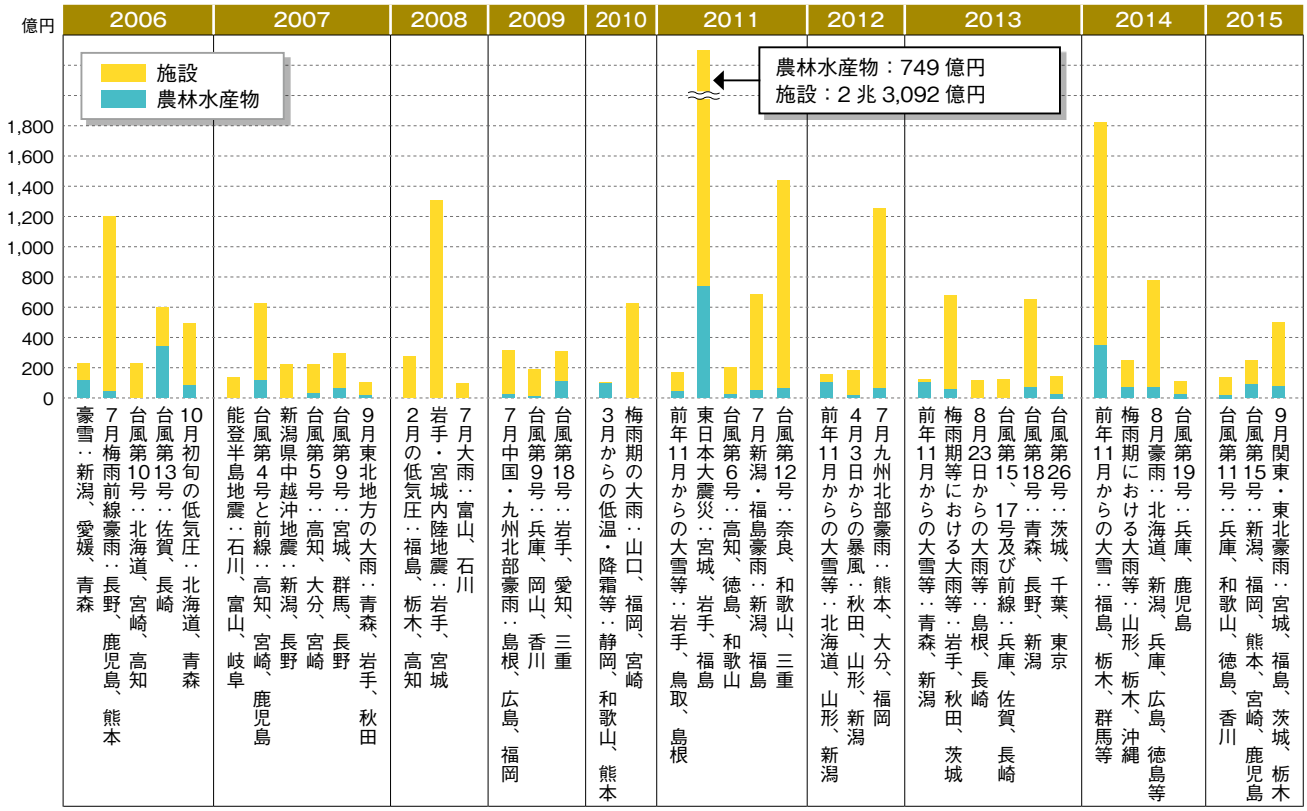
図１：近年の主な自然災害による農林水産物の被害額と共済支払額



今年も現行の共済制度で対応できない災害が多発

自然災害の爪痕は今年も生々しい。7月豪雨の被害は西日本を中心に37都道府県・約3000億円に及ぶ。9月の北海道胆振東部地震は約700億円、なかでも停電がもたらす影響の大きさを見せつけられた。まだ被害の全貌をまとめられていない台風24号は、強風による塩害もありうることを示した。

図２：近年の主な自然災害における農林水産分野の被害額



※図１、図２の被害額はいずれも農林水産省『過去の主な異常災害等と農林水産被害』より抜粋　※図１の共済支払額は同省の共済関連統計に基づく

ないこと、③品目ごとに異なる共済制度への加入が必要で、複合経営全体を前提としていないこと、④圃場ごとに損害査定が行われていることの4点である。ありていに言えば、対象品目や対象要因が実際の農業経営の損害をカバーしていない実態が浮き彫りになっている。

収入減少を補てんするその他の類似制度

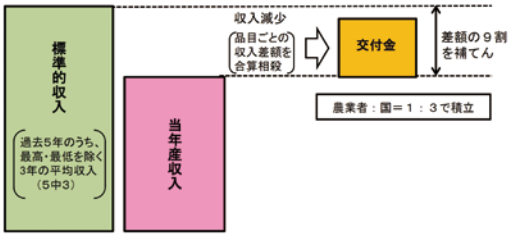
農業共済制度が創設された約70年前とは、農作物の生産・販売への国の関わり方も違えば、農業経営の規模も異なる。農林水産省は、抜本的な制度改革の前に、収入減少を補てんする制度を品目別に設けてきた。表2、表3にその一覧を示す。都道府県等の地域単位で損失算定が行われていたり、野菜の場合は指定産地で農協等の出荷団体を経由して卸売市場に出荷する場合が大部分であるなど、地域で標準的な営農をしている農業者を支えられているかもしれないが、カバーできる範囲は限定的である。農産物の生産、販売の自由度を高め、産業化を推し進める農業改革を推進しながら、こうした制度は先進的に取り組む経営者のセーフティーネットにはなり得ておらず、新たな保険制度の導入は至上命令になって久しいのである。

表2：収入減少を補てんする機能を有する類似制度（水田、畑作、果樹、工芸農作物）

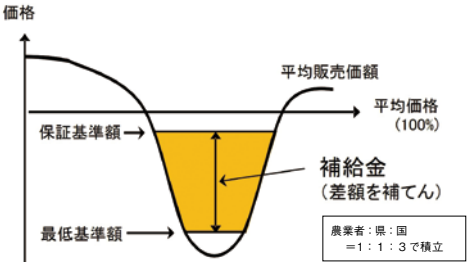
制度名	対象品目	補てん内容
農作物共済	水稲、陸稲、麦	災害によりその年の収穫量が平年の収穫量に比べて一定割合以上減少した場合に、補てんの対象となる減収量を算出し、これに農業者との契約による補償単価を乗じて算出した共済金を支払う　※一定規模（面積）以上の行なう者は経営判断によらず､加入が義務付けられている(2019年産以降は任意加入制)
畑作物共済	大豆（エダマメ含む）、小豆、インゲン、バレイショ、ビート、サトウキビ、茶、ソバ、スイートコーン、タマネギ、カボチャ、ホップ、蚕繭	災害によりその年の収穫量が平年の収穫量に比べて一定割合以上減少した場合に、補てんの対象となる減収量を算出し、これに農業者との契約による補償単価を乗じて算出した共済金を支払う　※任意加入制
果樹共済	温州ミカン、夏ミカン、伊予柑、ハッサク等の指定柑橘、リンゴ、ブドウ、梨、桃、オウトウ、ビワ、柿、栗、梅、スモモ、キウイフルーツ、パインアップル	
収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）	コメ、麦、大豆、ビート、澱ぷん原料用バレイショ	農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するため、コメ、麦、大豆等の収入額が標準的収入額を下回った場合に、交付金を交付する　※ 2007 年4月1日施行
野菜価格安定制度	(1) 指定野菜（14 品目） キャベツ､キュウリ､サトイモ、ダイコン、トマト、ナス、ニンジン、ネギ、ハクサイ、ピーマン、レタス、タマネギ、バレイショ、ホウレンソウ (2) 特定野菜（35 品目） アスパラガス、イチゴ、エダマメ、カブ、カボチャ、カリフラワー、カンショ、グリーンピース､ゴボウ､小松菜、サヤインゲン､サヤエンドウ､春菊、ショウガ、スイカ、スイートコーン、セルリー、ソラマメ、チンゲンサイ、生シイタケ、ニラ、ニンニク､フキ、ブロッコリー､ミズナ､ミツバ、メロン､ヤマノイモ､レンコン､シシトウガラシ、ワケギ、ラッキョウ、ニガウリ、オクラ、ミョウガ	野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、生産者、道府県および国があらかじめ積み立てた資金を財源として、生産者に対して補給金を交付する (1) 指定野菜 補償基準額：平均販売価格の 90% 最低基準額：同 60% 要件：①指定産地で生産されたもの ②登録出荷団体または登録生産者が卸売市場に出荷したもの ③農畜産業振興機構の定める規格に適合したもの (2) 特定野菜 補償基準額：平均販売価格の 80% 最低基準額：同 55% 要件：①安定的供給を確保するため知事が選定した産地で生産されたもの ②共同出荷組織または相当規模生産者が卸売市場に出荷したもの
いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策	いぐさ・畳表	いぐさ・畳表生産者の経営安定に及ぼす影響を緩和するため、国産畳表の平均取引価格が助成基準価格を下回った場合に補てん金を交付する

【収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）】

〔都道府県等地域単位で算定〕



【野菜価格安定制度】



【いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策】

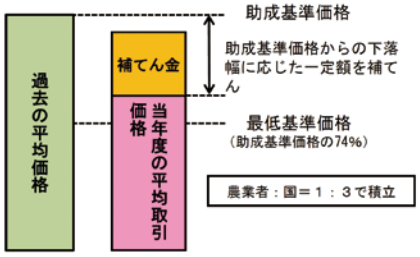
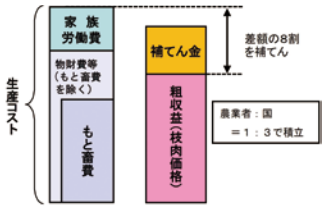


表3：収入減少を補てんする機能を有する類似制度（畜産）

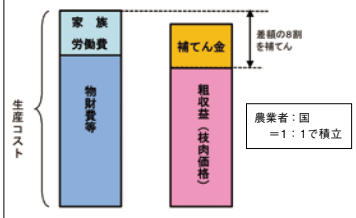
肥育牛：肉用牛肥育経営安定特別対策事業

肉用牛肥育経営の収益性の悪化に対処し、経営の安定を図るため、肥育牛の平均粗収益が平均生産費を下回った場合に補てん金を交付する



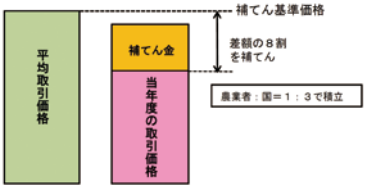
肉豚：養豚経営安定特別対策事業

養豚経営の収益性の悪化に対処し、経営の安定を図るため、肥育豚の平均粗収益が平均生産費を下回った場合に補てん金を交付する



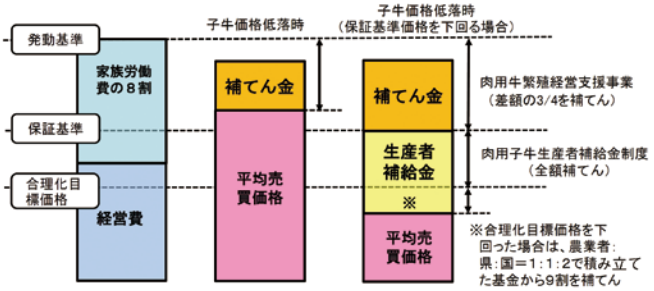
酪農：加工原料乳生産者経営安定対策

酪農経営の安定を図るために、加工原料乳の取引価格が補てん基準価格を下回った場合に補てん金を交付する



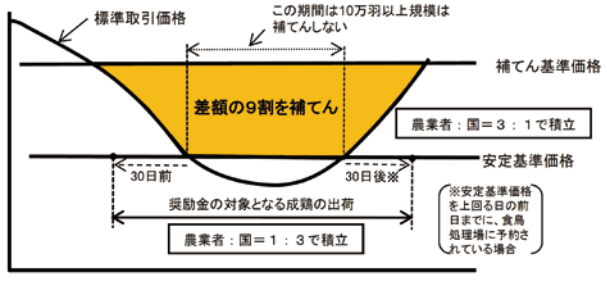
肉用子牛：肉用子牛生産者補給金制度／肉用牛繁殖経営支援事業

牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処し再生産を確保するため、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格等を下回った場合に補給金を交付する。また、前者と一体的に機能し、繁殖経営の所得を確保するため、肉用子牛の平均売買価格が発動基準を下回った場合に補てん金を交付する



鶏卵：鶏卵生産者経営安定対策

鶏卵の消費停滞や飼料価格の高止まり等に対処し、鶏卵生産者の経営の安定を図るため、鶏卵の標準取引価格が補てん基準価格を下回った場合に補てん金を交付する。また、安定基準価格を下回った場合に、新たな成鶏を導入するまで 60 日以上の空舎期間を設けた場合、羽数に応じて奨励金を交付する



税のしくみを使って
個々の経営の安定化を
サポートする！

Chapter 2

2019年に始まる新しい保険制度「収入保険」とは

新たにスタートする「収入保険」は、従来の収穫物、樹木、動物、建物や農機具を対象にした現行の共済制度とは全く異なる。最大の特徴は、税務申告と連動させて「収入の減少」を補償の対象にしていることだ。農業経営の安定化をサポートするセーフティネットとして機能している米国の収入保険制度に倣っている。制度設計から推進の陣頭指揮をふるってきた農林水産省経営局保険課の玉置賢課長と農業経営収入保険室の窪山富士男室長に話を聞いた。



農業経営収入保険室長
窪山 富士男氏

経営ごとの収入に着目した新しい保険制度

――新しく始まる「収入保険」について、教えてください。

窪山富士男氏（農業経営収入保険室長） 簡単に説明すると、収入保険はすべての農産物を対象に収入に着目して補償するというものです。税のしくみを活用しますので、青色申告を行なっている個人、法人が対象です。2019年1月からスタートしますので、個人の加入申請が10月1日から始まりました。法人の皆さんは、事業年度の開始月に合わせて順次加入申請を済ませていただく形になります。

――窓口はどこになりますか？

窪山 実施主体は全国農業共済組合連合会です。今年4月に各都道府県の農業共済組合が構成員になって立ち上げた組織で、ここが加入する農業者と契約を結ぶ相手方になります。実際に農業者の方と対面して、契約手続きや保険期間中に対応する窓口としていわゆる代理店の機能は、各都道府県の農業共済組合が果たします。

――今回の制度改革のねらいはどこにありますか？

窪山 農業の成長産業化により、日本の農業者の半分くらいは複合経営で、新しい品目を導入したり、自ら販路を開拓して契約をとったり、所得を上げようという取り組みをされています。その実態に合った保険制度が必要になったということです。

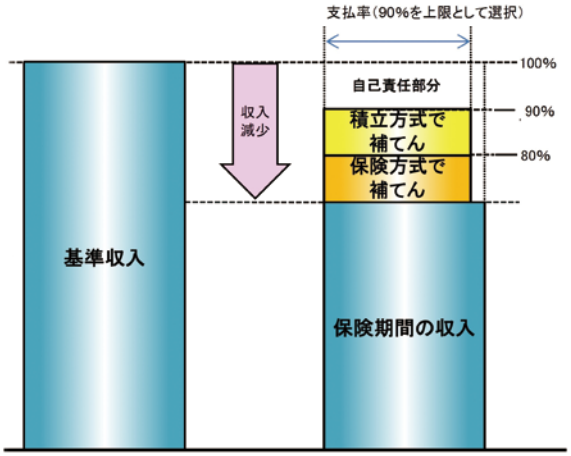
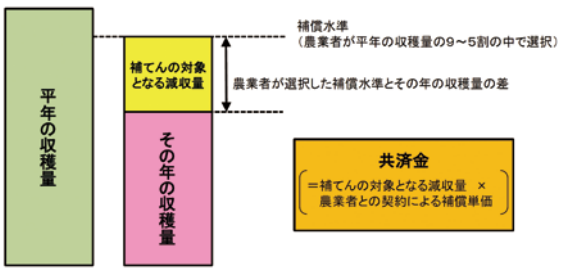
――これまでも農業共済事業以外にもコメ・麦・大豆のナラシ対策、野菜の価格安定制度などの制度がありましたが、どう違うのでしょうか？

窪山 それぞれ品目が限定されていたり、事故の発生要因が限定されていたり、販売価格に注目していたり、収量に着目していたりさまざまなんです。それに対して、収入保険は全体的にカバーできるということですね。たとえば、自然災害や鳥獣害の被害で収量が下がった場合は、既存の農作物共済で対応できるのですが、品目がコメと麦、大豆等に限定されています。露地野菜などは対象になっていません。次に市場価格が下がった場合はナラシ対策が発動します。こちらも対象はコメ、麦、大豆、ビート、澱ぷん原料用バレイショに限られます。野菜の価格安定制



農林水産省経営局保険課長
玉置 賢氏

■ 収入保険制度と農業共済事業制度のしくみ

	収入保険	農業共済制度
ねらい	品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応すること	農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補てんすること
制度のしくみ	品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする。具体的には、①青色申告を行なっている農業者（個人・法人）を対象に、②保険期間の収入が基準収入の９割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の９割（支払率）について、「掛け捨ての保険方式（保険金）」と掛け捨てとならない積立方式（特約補てん金）」の組み合わせで補てんする 【収入保険のしくみ】  過去5年間の平均収入（5中5）を基本 規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定	被災した農業者の損失を保険のしくみにより補てんしており、対象品目について農業者があらかじめ掛け金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う 【対象品目】 農作物共済：水稲、陸稲、麦 畑作物共済：バレイショ、大豆、小豆、インゲン、ビート、サトウキビ、茶、ソバ、スイートコーン、タマネギ、カボチャ、ホップ、蚕繭 果樹共済：温州ミカン、夏ミカン、イヨカン、その他の指定柑橘、リンゴ、ブドウ、梨、モモ、オウトウ、ビワ、柿、栗、梅、スモモ、キウイフルーツ、パインアップル 家畜共済：牛、馬、豚 【農作物共済の例】 
対象要因（対象事故）	自然災害による収量減少、需給変動による価格低下など、農業者の経営努力では避けられない収入減少 ※捨て作りや意図的な安売りなどによって生じた収入減少は補償の対象外	農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済：風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む）による災害、火災、病虫害、鳥獣害等 家畜共済：家畜の死亡、廃用、疾病、傷害
事業の流れ	 	
2019年度予算概算要求額	335億2,700万円	850億2,300万円

度も同様ですが、地域平均で収入が下がったときに収入を補てんするので、統計データで下がらなければ、その地域では全員発動しません。現行のいずれの制度でも、個々の事情には対応できません。また、農業共済では作付けの準備がされる以前だと全く補償がありません。さらに、怪我や病気になった場合にも、適期の収穫ができず、品質低下や売り上げが下がるといったケースがあると思いますが、収入保険では補償の対象になります。収入の減少が生じた場合に補償するということになりますので、その要因を限定しないことから、全部をカバーできるわけです。

――ほとんどの品目が対象になるそうですが、加入できない品目はありますか？

窪山　畜産の緊急対策（通称〝マルキン〟）などが打たれている肉用牛、子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。その４品目を除いた、コメ、畑作物、野菜、果樹、花、酪農家の生乳、肉鶏など、ほとんどの農産物をカバーしています。そして、農地で収穫した農作物だけでなく、簡単に加工した加工品も含みます。コメの場合は精米や餅加工の売り上げも収入保険の収入に含みます。

――補てんのしくみについて解説をお願いします。

窪山　収入保険は「積立方式」と「保険方式」の組み合わせです。積立方式は掛け捨てにはなりません。まず、農業共済と同じように自己責任部分があって、これが1割です。積立方式が1割ですので、保険方式と両方に加入した場合は、保険期間の収入が「基準収入」の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされます。保険方式のみですと、基準収入の8割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされます。なお、基準収入は青色申告が過去5年以上ある方であれば、直近5年間の農業収入（農産物の販売金額等）の平均を計算しますが、これだけですと、実際の営農実態に合わないケースがありますので、経営面積が拡大している方や売り上げが上がる傾向のある方は引き上げるなど、工夫をして設定します。

――気になるのは掛け金ですね。

窪山　掛け金ですが、保険方式の保険料には50％、積立方式の積立金には75％、それから事務費にも50％の国庫補助が入りますので、皆さん安心してください！　危険段階別の保険料率を設定していますが、初年度はどなたも標準の1・080％になります。積立方式だけが発動して保険金の受け取りがない方は毎年1段階ずつ下がっていって、10年経ったら半分になるという設計です。保険金の受け取りを辞退された場合も下がります。保険金を受け取った場合でも、一回で上がるのは最大3区分までとしています。

――捨て作りなどで故意に受け取るケースにはどう対応されるのでしょうか？

窪山　捨て作りは確信犯ですから、保険金をそもそも支払いません！　あまりに悪質なことが何年も続くようでしたら、加入させないという対応をとります。そういったモラルハザード対策としては、保険期間中に自然災害や品質低下等が発生した場合に申告してもらうことにしています。実際に保険期間中に大きな損害を被った場合はその時点で資金が必要になりますので、全国農業共済組合連合会からつなぎ融資を無利子で行ないます。最終的には保険金が支払われますので、相殺する形で返してもらうという流れになります。

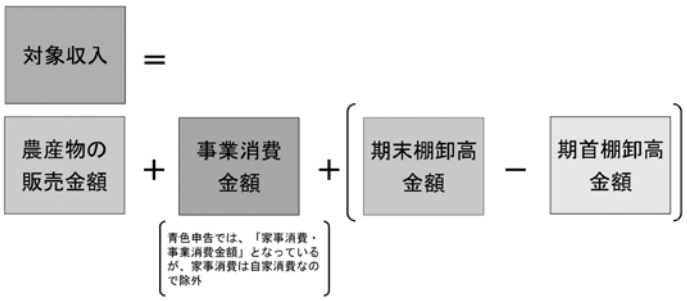
――従来の制度と同時に利用できるのでしょうか？

窪山　ここが農業者にとっては一番大事なポイントですね。「収入保険」か「農業共済（農作物共済、畑作物共済、果樹共済（収穫物））とナラシ対策、野菜の価格安定制度の組み合わせ」か、どちらかを選択することになります。国の補助金が入った収入減少を補てんする制度には重複して加入することはできません。

――品目ごとに具体例を挙げていただけますか？

窪山　コメ農家の場合は、収入保険に加入するか、農作物共済とナラシ対策の組み合わせを選択するかです。野菜農家でも指定産地で価格安定制度を使っていらっしゃるということでしたら、継続して使い続けるか、やめて収入保険に加入するかということになります。価格安定制度

■ 収入保険の対象収入の算定方法



（注）雑収入については、原則として計算式に入れないが、農産物の精算金など農産物の販売金額と同等のものは、農産物の販売金額に含める

■ 収入減少の程度に応じた補てんの状況

保険期間の収入減少の程度	補てんの状況
20％減	基準収入の89％まで
30％減	88％まで
40％減	87％まで
50％減	86％まで
60％減	85％まで
70％減	84％まで
80％減	83％まで
90％減	82％まで
100％減	81％まで

■ 危険段階別の保険料率

危険段階区分	保険料率（％）（国庫補助後）
10	2.574
9	1.578
8	1.522
7	1.467
6	1.412
5	1.356
4	1.301
3	1.246
2	1.190
1	1.135
0	1.080
-1	1.024
-2	0.969
-3	0.913
-4	0.858
-5	0.803
-6	0.747
-7	0.692
-8	0.637
-9	0.581
-10	0.540

を脱退しても、指定産地の条件を満たさなくなるということはありません。指定産地であるなしに関わらず、収入保険は使えるということです。

制度見直しのきっかけは自然災害の多様化

――農業共済は食糧管理制度が前提になっていたはずです。それが廃止されて、国による生産調整がなくなってからも、農業共済（農作物共済）には当然加入制を残す形で継続されてきました。なぜいま見直すことになったのでしょうか？

窪山　率直に申し上げると、いまあるセーフティネットがすべて任意加入であることが挙げられます。ナラシ対策も野菜の価格安定制度も、今回スタートする収入保険も当然任意加入ですから。農作物共済だけに当然加入制を残しておくと、収入保険に移りたくても移れないということになってしまいます。そういう事情も踏まえて、このタイミングで農作物共済の義務加入制を廃止するという判断に至りました。

――食料管理法（以下、食管法）がある限りは農水省の管轄下で米麦は生産・販売されていましたが、制度を廃止した時点で経営者の自主性に任せる方向に変化したと思います。そう変化してきたからこそ、個人の収入を基準にするというやり方が出てきたと。その一方で、制度の見直しに至るまでに時間がかかっているような印象を受けます。

玉置賢（保険課長）　農作物共済に当然加入制があるのは、食管法で米麦を政府が全量買い上げて管理していたという歴史が語っているとおりです。95年の時点では食管法はなくなったけれど、まだ新しい基本法はできていませんでした。食管法の廃止前に自主流通米が出てきて、価格も銘柄ごとに形成されて販売するようになりました。少し前後しますが、93年には認定農業者制度ができて、農業基本法ができたのは99年でした。農業経営の流れがいろいろ変化していくなかで、省内ではいろいろな制度を整えてきましたが、農業共済の見直しや収入保険の導入は、こうした政策の動きのなかでたどり着いた結果であると思います。

――今回の見直しのきっかけは？

玉置　共済制度にとっては、食管法がなくなる前々年の93年がポイントになる年でした。冷害が発生して、最も共済金が支払われました。とくに水稲で農作物共済を契約している百何十万人の農家にとっては経営の下支えになっているという事実が底辺にあります。災害対応という面では、昔は冷害による被害が大きいものだったのですが、いまでは台風やら高温障害などのリスクも増えています。当然、共済事業だけでは対応できない部分も出てきています。たとえば、15年の関東・東北豪雨の際には倉庫への浸水によってコメが出荷できなくなったり、噴火や地震の影響で作付けができない圃場が出てきたり、共済期間外で起きる災害や事故もありました。市場価格が下がって、ナラシ制度ができたのも数年前のことですし、新たなリスクにどう対応するのかを検討したなかで共済事業の見直しに至ったわけです。

――収入保険がスタートするなかで、農業共済制度が残る形になりますが、それはなぜでしょうか？

窪山　答えは簡単です。収入保険は青色申告者を対象にしていますので、白色申告の農業者は入れないんです。収入保険に加入されない方が災害に備える術がないと、備えあれば憂いなしという体制を実現できませんので、残しています。白色申告の方でも、収入と経費は付けているはずなんです。そこに残高をつける簡易な方式の青色申告でも加入できますので、青色申告へ移行したらどうですかという推進もしています。

――数字でいうと、加入できる経営体はどのくらいあるのでしょうか？

窪山　16年のデータで、青色申告をしている経営体は約44万5000経営体ですね（右表）。販売農家数は約125万ですので、それを分母に置くと、3割強でしょうか。

――そうすると、農作物共済を残さざるを得ないんですね。

玉置　はい。コメの場合は、やはり兼業が多いという状況がありますから。水稲作を中心にほかの作物を含めて経営発展していく方たちは収入保険に移行されると思いますが、いまでも兼業で1ha未満でコメづくり

■ 農業所得のある青色申告者数と農家戸数、経営体数

（単位：万人）

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
青色申告者数	42.0	42.2	42.4	43.0	44.0	44.5
個人	40.6	40.8	41.0	41.5	42.1	42.4
法人	1.4	1.4	1.4	1.5	1.9	2.1
主業農家数	35.6	34.4	32.5	30.4	29.4	28.5
認定農業者数	23.8	23.3	23.1	23.8	24.6	24.2
農業経営改善計画が満了年の者	—	4.1	3.6	3.9	5.4	5.7
新規就農者数	1.9	1.9	1.8	2.2	2.3	2.2

出典：農林水産省『収入保険制度の導入について』

をされている方たちが大勢いらっしゃるわけです。そういう方々は義務的に共済に加入してきたのですが、どこまで保険というものが必要になるかということを考えると、従来型の農作物共済である程度はそのリスクをカバーできるので、どちらにでも対応できるようにしています。

――ということは、加入条件を満たしている方は、収入保険に移行したほうがいいですよという姿勢でいらっしゃるんですね？　本誌の読者にしてみれば、収入保険のほうがメリットの大きいことを承知されるんでしょうけれども。

玉置　そうでしょうね（笑）。補償内容としては、収入保険が断然有利だと思いますよ。あとは経済的な面でどう判断されるか、です。収入保険という新しい保険を選択するのか、掛け金がどうなるかという部分まで十分に検討いただいて、判断していただきたいです。

民間損保会社も技術連携

――収入保険の制度化に当たって、モデルになったものはありますか？

窪山　米国の収入保険（ＷＦＲＰ）ですね。税のしくみを使って収入を把握するとか、基準収入をどのように設定するかという部分は参考にさせてもらいました。ヨーロッパには農業共済のような収量保険はありますが、収入保険はないです。米国の収入保険を参考にしながら、日本ではどういうしくみで運用できるのかというところを、15～17年までの3年間で全国の１０００経営体の協力を得て事業化調査をやりました。

――民間の損害保険会社の参入を検討する余地はあったのでしょうか？

窪山　事業化調査の際に、その調査事業を請け負ったのは農業共済組合だけでなく、民間の保険会社も手を挙げていました。けれども、成果物は出していただいたのですが、3年間の調査期間の1年だけで降りてしまいました。その理由は、農業現場の事情がよくわからなくて相当苦労されたということです。調査後にも、収入保険の制度設計について議論してもらうときにも民間の損害保険会社には来てもらいました。そこでは、「保険の実施主体として参入することは難しいのですが、民間の損害保険会社として持っている商品開発や推進のノウハウといった技術的な面では何かお手伝いできるかもしれません」という提案がありました。そういう経緯を経て、実施主体は全国農業共済組合連合会になりましたが、法律にも「サービス向上を図るため、全国農業共済組合連合会は民間保険会社と積極的に技術連携を図る」ということが書かれています。現に東京海上日動火災保険㈱から職員が出向して、加入推進や契約時のタブレット端末の使い方についてもアドバイスをしてもらっているという状況です。

――ほかにも園芸施設共済などは、民間の損害保険と類似しているのではないでしょうか？

玉置　はい。そのとおりです。全体は把握していませんけれども、民間の損害保険会社でも施設に対する保険商品を持っていらっしゃるところはあります。ですが、基本的には園芸施設共済のほうがシェアは大きいと思います。民間の損害保険会社は商品を作るときに持続的にその商品を運営できるかどうかという保険設計が行なわれます。契約者からの保険料で成立させるためには、園芸施設の被害率がどの程度なのかを計算した上で掛け金などが算出されますが、園芸施設共済の掛け金には基本的に国庫負担があります。現場の農業者の声を聞く限りでは、必ずしも民間の損保の加入率が高くなっているという状況には至っていないようです。

――園芸施設共済の加入率は4割程度だったかと思いますが……。

玉置　加入状況には地域性がありますね。全国を均すと加入率は4割強なんですが、北海道や宮崎、高知といった台風の常襲地帯は加入率が高いです。ちなみに、最近で園芸施設共済の支払が多かったのは、14年の関東の大雪です。東北、関東にとどまらず、大阪でもハウスが倒れたりしました。

――被害に遭ったときは、共済なり民間の損保に入っていないと、補償されないのですね。

玉置　そうですね。再建について補助事業は過去に例のない災害などの場合に限られており、基本的には園芸施設は建物ですから家と同じで、事前に手を打っていなければその損害への対応策はないですね。園芸施設共済や民間の損害保険のほか、ハウスメーカーの保険に加入して、メーカー保証で対応しますという方もおられるようです。

窪山　ちなみに園芸施設共済と収入保険は同時加入できますよ！　同じく、固定資産の損失を補てんするものであれば家畜共済や果樹共済等も収入保険と同時に入れます。中身が違いますからね。対象外の畜産4品目についても、複合経営の場合、他の品目は収入保険に加入できますし、収入保険と従来の制度等を上手く組み合わせて活用していただければと思います。

――ありがとうございました。

Chapter 3

公的保険だけではリスクをカバーしきれない！

民間損保の農業者向けサービス

農業共済と収入保険といった公的保険がカバーする範囲は、農業経営に伴うリスクの一部に限られる。基本的には、自然災害などの影響で、生産によって得られるはずの収入減少が補償対象だ。ところが、業務上起こりうるリスクは生産・収入面だけにとどまらない。たとえば、農作業中に誤って他人にケガを負わせたとか、販売した加工品を回収せざるを得ない事態に陥ったとか、農機具や施設に損害が発生したとか……。民間の保険商品は、こうした事態に対応する損害賠償が中心である。ここでは、民間の損害保険会社が提供する農業関連商品を紹介する。それぞれの商品が対応するリスクを載せたので参照してほしい。

実をいうと、農業者向けを謳った商品を取り扱っている会社はまだまだ少ない。調べた限りでは数社にとどまる。その背景には、既存の農業共済がある程度の役割を果たしていることや農業分野の市場規模が小さいこと、自然災害には地域性があり事故率の算定が難しいといった事情が伺える。その一方で、農業者側の意識が「営農」から「経営」へと変化し、保険の必要性を認識する階層が増えていることを歓迎している。

民間保険が公的保険と大きく異なるのは、個々の農業経営が抱える事情に合わせたプランを用意できるところである。この機会に、地域に密着した代理店の担当者を交えて、保険のあり方を見直してみてはいかがだろうか。

共栄火災海上保険㈱

共済をカバーする農業者向け補償を幅広く提供

JAグループに属する当社は、全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）が筆頭株主であり、主に農協の組合員に対する補償提供が大きな役割になっています。JA共済連では共済のしくみで人・家・車に関する補償を提供していますが、掛け金が安くて比較的シンプルな商品が多いのが実情でしょう。

昨今の6次産業化や大規模化などの農業事情の変化に伴い、共済という補償のしくみだけですべてをまかないきれているとはいえません。そうしたなか、当社では農業者向けに「農業者賠償責任保険（以下、農賠）」と「農業応援隊」という二つの商品を提供しています。農賠を簡易版とすると、農業応援隊は充実版のような位置づけです。

来年から始まる収入保険と当社の二商品とは補償内容がまったく重複していません。収入保険は国庫が半分入るくらいですので、民間保険では単独でなかなか太刀打ちできません。一方で、農業者が近隣の農業者にかけた迷惑などは国の補償では対応しておらず、その点について民間の保険を活用してもらおうと動いています。

農協組合員専用タイプも

まず、農賠は農協の組合員専用の商品で、前提として農協が当社に取り扱いの意思を示してくれなければなりません。そのうえで、窓口の農協が組合員からの申し込みを取りまとめて当社につないでもらう流れになります。組合員から直接当社に申し込むことはできません。

あまり複雑にせず、「生産物リスク」「施設リスク」「保管物リスク」を補償対象にしており、農地面積と補償の限度額を選んでもらうことで掛け金が決まります。

現時点での加入者は、全国の3分の1に当たる220ほどの農協の組合員約7000戸です。

■「農業応援隊」と「農業者賠償責任保険」との補償比較（概要）

補償・特約	補償内容・事故例など	農業応援隊	農賠
生産物危険補償	農産物等の欠陥に起因する損害賠償 （例：食中毒・異物混入等）	○	○
施設危険補償	農地や施設での業務遂行等に起因する損害賠償 （例：ドリフト等）	○	○
保管物危険補償	借用した農機の損害、第三者から預かった農産物の盗取等 （例：リースした農機の盗難等）	○	○
管理中車両危険補償	農家レストランの駐車場の管理不備でお客様の車両に損害 （例：車両誘導ミス等）	○	×
上記危険補償にかかる費用・補償	初期対応費用（交通費、慣習上の見舞金等） 訴訟対応費用（当事者照会などの訴訟対応費等）など	○	×
リコール特約	賠償事故発生時の農産物等の回収費用 （※賠償事故発生のおそれ、表示ミス等の回収を含める）	○	△ 一部補償
休業補償特約	施設損壊に伴う休業時の喪失利益 食中毒等の発生に伴う休業時の喪失利益	○	×
個人情報漏洩補償特約	個人情報漏洩に伴う損害賠償や対応費用 （例：コンピュータウイルスに感染し、顧客情報が第三者へ流出した）	○	×
使用者賠償補償特約	農作業に伴う従業員の死傷に対する使用者の賠償責任	○	×
企業イメージ回復費用特約	生産物・施設・保管物・管理自動車にかかる賠償事故発生時の信頼回復費用、風評の防止・軽減 （例：社告費用、広告宣伝費等）	○	×
賃借施設失火賠償責任補償特約	賃借施設の火災等による損害 （例：賃借していた店舗で火災、貸主への損害賠償）	○	×
構内工作車補償	施設構内における工作車使用時の対人・対物賠償 （例：加工場内でフォークリフト作業中に来場者と対人事故）	○	×
生産物自体の損害および回収費用補償特約	賠償事故発生に伴う出荷した生産物自体の損害および回収費用 （例：ケーキ製造用に出荷したイチゴに起因した賠償事故で他原料に損害を与えた等）	○	△ 一部補償
財物損壊を伴わない使用不能損害補償	財物賠償事故発生のない第三者への使用不能損害 （例：牛が逃げ出し、線路内に立ち入り列車を止めた等）	○	×
民泊補償	農業体験中の宿泊者への賠償 （例：宿泊者の食中毒・負傷等）	○	○

豊富な補償を任意で選べる

農業応援隊は、6次産業化に取り組んでいるような農業者が対象で、豊富に用意した補償から契約者が選べる保険です。たとえば、賠償事故発生時の農産物等の回収費用を補償する「リコール特約」や、農作業に伴う従業員の死傷に対する使用者の賠償責任を補償する「使用者賠償補償特約」などがあります。

この商品は誰でも当社に直接申し込めます。ただ、農林水産業・食品事業の売上高が全売上高の50％以上を占める法人・個人事業者に限ります。

補償の選択にあたっては、膝詰めで経営内容やどういったリスクがあるのかを意見交換したうえで、補償内容と掛け金を決定していきます。農賠の後に開発した商品ということもあり、加入者は全国でまだ500戸ほどです。

JA共済連と協力

JA共済連と当社は同じJAグループということで、今年4月からJA共済連を通じて全都道府県で、各農協の組合員に対する徹底した点検活動を組織を挙げて実施しています。ここ数年、当社独自で農業者はどこで困っているのかを点検する活動を続けてきました。そこから一歩前進し、JA共済連の事業方針に点検活動を3カ年計画で推進していくことを掲げました。

この活動によって拾い上げた農業者の困りごとが当社の商品に当てはまりそうなときは案内に出向きます。大多数の農業者は保険の「ほ」の字もわかりません。そもそも保険に積極的に入りたいという人もいません。本当に必要だと感じた人が出てきて契約すると、そこから増えていくことが多いのが実態です。その突破口を点検活動で開いていければと考えています。

（農林水産部　八巻習氏談）

三井住友海上火災保険㈱

保険以外にも各種支援メニューがそろう

農業関連企業向けのパッケージ商品「フード&アグリ総合補償プラン」を2013年5月より販売しています。この商品では農業関連企業を取り巻くリスクに対応する保険等を用意しており、事業の持続的な発展を支援しています。

（火災傷害保険部　庄司瞬氏談）

■「フード&アグリ総合補償プラン」新規契約実績

年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	累計
契約件数	868	1,215	1,452	1,454	1,428	6,417

■ 農業関連企業を取り巻くリスクに対応する保険等

リスク	保険商品	リスク	保険商品
財物損害リスク	ビジネスキーパー	貸倒リスク	取引信用保険
事業中断リスク	ビジネスキーパー	供給不能リスク	専門事業者賠償責任保険
賠償リスク（国内）	ビジネスプロテクター	不作・価格高騰リスク	天候デリバティブ
賠償リスク（海外）	海外生産物賠償責任保険	輸送リスク（国内）	サポートワン
回収リスク	生産物品質保険	輸送リスク（海外）	外航貨物海上保険

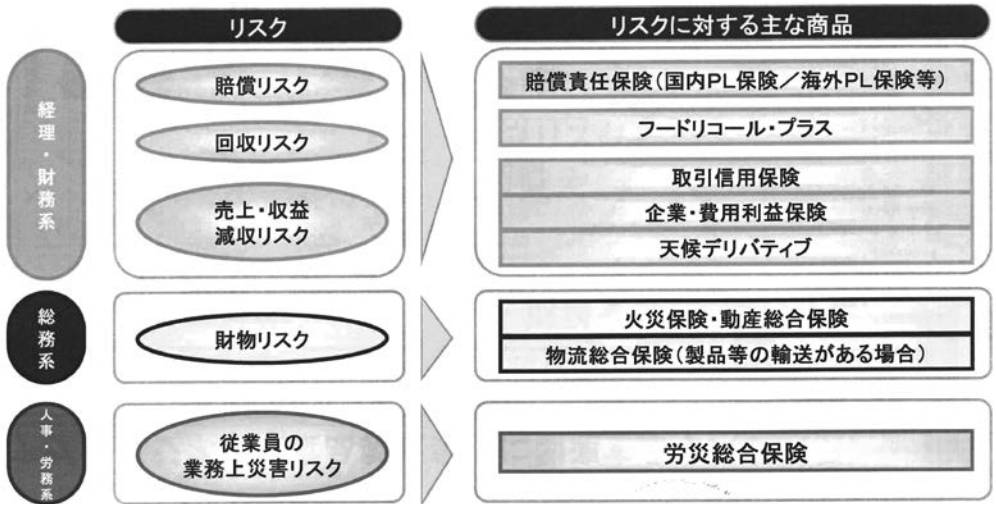
■ 各種支援メニュー

支援メニュー	内容
経営リスクアドバイス	人事労務、事業承継、海外進出支援、知的財産リスクマネジメント等
ビジネスマッチング	新たな販売先・仕入先、新製品開発パートナーとのビジネスマッチング等
リスクコンサルティング	コンプライアンス、衛生管理、品質管理等

損害保険ジャパン日本興亜㈱

農業の周辺をオーダーメイド型商品で対応

損害保険ジャパン日本興亜のアグリビジネス商品



収入保険を後方支援

当社は収入保険の実施主体である全国農業共済組合連合会の賛助会員として、情報共有をさせてもらっています。収入保険制度に協力しながら、それ以外のところで6次産業化に代表される食品加工や農作物の輸出などに関するリスクに対して保険やサービスで積極的にサポートしていきたいと考えています。

天候デリバティブ

天候の影響により収益減少や支出増大のリスクを抱える法人向けのリスクヘッジのための商品として「天候デリバティブ」を提案しています。

気象庁で観測されている気温や降水量、風速、日照時間、積雪量から指標を定め、契約期間中に指標が一定の条件を満たした場合、あらかじめ約

定した金額を支払います。火災保険や自動車保険のような保険商品とは異なり、損害確認は行なわれず、迅速に受取金額を支払える商品です。

契約にあたっては、影響を受ける気象指標はもちろん、観測地点や観測期間などをお客様の天候リスクの状況に応じて個別に尋ね、最適な契約内容を提案します。受取金額についても、お客様の財務諸表など客観的資料を確認させてもらい、気象変動によって損失を被る可能性のある範囲内で設定しています。

農業分野に関しては、お客様の個別ニーズを汲み取り、天候デリバティブのみならず、ほかの保険商品と組み合わせることで、包括的に提案しています。

また、当社のグループ会社、SOMPOインターナショナルは、昨年11月に農業保険をグローバルに提供するための統合プラットフォーム「AgriSompo」を発表しました。さらに今年3月には、グローバル統合機能構築の一環として、イタリアの農業保険会社A&A社を買収し、世界各国の農業リスクに応じたソリューションの提供に取り組んでいます。

顧客のニーズに柔軟に対応

当社のターゲットは6次産業化を手がけているような農業者が中心になります。経営内容全体をヒアリングしたうえで、当社の商品で提案するようにしています。できる限り農業者の要望に応えられるよう、ニーズに応じてオーダーメイドの商品を作るなどして柔軟に対応しています。また、保険金額の設定にしても無駄がけのないような配慮や、万が一事故に遭われた際にはスムーズに保険金を支払えるよう心がけています。

今後は農業という単なる業態だけではなく、高齢化や過疎化の進んでいる地域（農村等）に対して、どのように地方創生・活性化を実現していくのかを行政と一緒になって考えていかなければなりません。もっと広い意味での地域対策を進めていきます。

（企画開発部　伊藤互一氏、戸張慎也氏、コマーシャルビジネス業務部　伊藤洋行氏談）

ハウスメーカーの製品補償――渡辺パイプ㈱
自社製ハウスに３年補償

当社グリーン事業部では、パイプハウスからガラスハウスまで豊富なラインナップをそろえています。農業ビジネスを取り巻く環境が変化し続けるなか、当社の製品やサービスも同様に進化し続け、農家の皆様をサポートしています。

近年、これまで経験したことのないような異常気象による自然災害が増加しています。大雪や台風はいつやってくるのかわかりません。そんな自然と毎日隣り合わせで働いている農家の皆様が安全、安心に作物を育てていくため、当社グリーン事業部では2003年よりグリーンハウス３年補償を開始しました。

当社で設計・施工したパイプハウスからガラスハウスまで３年間の補償が付いています。当社グリーン事業部ではこれらハウスの全ラインナップに性能表示を行なっており、耐雪性や耐風性をホームページ上で公開もしています。　（グリーン事業部商品開発部談）

■適用となる損害補償

1	風災・ひょう災・雪災
2	火災
3	落雷
4	破裂・爆発
5	物体の落下・車輌飛び込み
6	水漏れ
7	騒じょう等の暴行
8	盗難による毀損
9	水害



強靭なトラス構造で強度を高めたパイプハウス「トラスハウス」